

令和8年度 第1回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

議事要旨

日 時	令和8年7月21日（火）午後2時～	
場 所	オンライン開催	
次 第	1 開会挨拶 2 委員紹介 3 江戸川区からの報告 4 次期男女共同参画推進計画の骨子案 について 5 その他 6 閉会	
推進会議委員	会 長 横山 和子 副会長 浦岡 由美子 委 員 阿部 兼一 飯塚 倫弘 五十嵐 一嘉	加納 志野 原島 裕紀 宮本 道子 守 伸之
事 務 局	総務部人権・男女共同参画推進センター	

1 開会挨拶

事務局

- ・開会挨拶

総務部長

- ・「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」は、令和4年4月に施行された「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」（以下、「条例」という。）に基づく、区の附属機関である。
- ・昨年度の会議の成果として、推進状況報告書を取りまとめて公表することができた。
- ・本年度も条例で定める12名体制でご審議いただく。
- ・国では、今年3月に、「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、6月にはLGBT理解増進法に基づく基本計画が策定された。
一方、東京都では、「雇用就業分野における女性の活躍を推進する条例」が策定され、今年の7月1日に施行された。
国や都の動向に注視しながら、より一層力を入れて取り組んでいく。
- ・今年度、区では、令和9年度以降を計画期間とする男女共同参画推進計画を策定予定である。
計画策定について、委員の皆様には忌憚のないご意見等をいただきたい。
- ・この会議において、区が目指す性の平等と多様性を尊重する社会の実現に向け、活発なご議論をいただきたい。

2 委員紹介

事務局

- ・ 委員紹介
- ・ 事務局紹介

会長

- ・ 会長挨拶
- ・ 会議の進め方について、昨年度の会議では、会議は傍聴人を入れずに非公開で行い、会議録については、議事要旨を区のホームページで公表することとした。
併せて、委員名簿も、区のホームページで公開している。
今回も同様とすることにしたい。

一同

(異議なし)

3 江戸川区からの報告

<事務局説明>

- ・ 資料1は、現行計画と次期計画の体系を併記しており、右端には国や都の動向、意識調査の結果を踏まえた分析と課題を掲載している。
次期計画では、重点目標の掲載順等の変更を検討している。
次期計画案のうち、網掛けで示している部分は、削除、または他の方向性へ統合する予定の方向性を示している。
- ・ 資料2は、基礎調査結果から見える江戸川区の現状と課題をまとめた資料である。
昨年度実施した意識調査について、主だった設問の課題等の分析を行っている。
一部を除き、各設問の分析の末尾には、「関連する次期計画案の方向性等」を掲載している。
また、「今後の課題」として、男女共同参画に関する意識や、家庭内の役割分担意識等について、意識調査から読み取れる課題を記載している。
- ・ 資料3は、男女共同参画に関する近年の国や都の動向をまとめた資料である。
区の計画に包含される計画等については、赤枠で囲んでいる。

4 次期男女共同参画推進計画の骨子案について

●計画の位置付け

<事務局説明>

- ・男女共同参画に関する各種事業については、令和4年度に施行した「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき実施している。
- ・この条例で、「推進計画」を策定することが定められている。
- ・これまで、平成28年度に策定した男女共同参画推進計画が、この条例の「推進計画」に当たるとしていた。
今回策定する計画が、条例に基づき策定する初めての計画となるため、名称や基本理念、体系において、条例に基づく計画であることを明確にする必要があると考えている。
- ・ただ、この計画は、法律（男女共同参画社会基本法）に基づく市町村計画でもあるので、国や都の計画との整合性を図りつつ、区独自の計画として、基本理念等の内容を策定していく。
- ・計画の名称については、11月に実施予定の第4回会議にて、改めて審議する予定である。
基本理念については、条例の前文より抜粋している。

●重点目標1について

<事務局説明>

- ・次期計画の重点目標1は、条例の掲げる「性の平等と多様性を尊重する社会」の実現に向けた取組の根幹をなす部分と考えている。
そのため、条例の理念を明確に伝えるべく、条例の名称に近い「性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち」という記載にした。
- ・課題（1）、（2）は、条例の記載に合わせた調整や、簡潔な表現への整理を行っている。
課題（3）「生涯を通じた健康支援」は現行計画では重点目標3に位置づけられているが、重点目標1へ移動させている。
移動の理由として、次期計画における重点目標3は、DV被害者の方等、困難を抱えた方への支援に関する取組が属するものと考えている。
健康支援については、困難を抱えた方のみならず、全ての区民の方の基礎となる取組のため重点目標1へ移動した。
- ・課題（1）－方向性①「男女共同参画の意識啓発・教育の推進」は、表現の整理を行ったほか、男女共同参画に関する教育についても、統合している。
この方向性の事業については、年齢を問わない男女共同参画の啓発を考えている。
具体的な取組として、当センターにて実施している各種啓発講座等の実施や、学校等で実施される、幼児・児童・生徒に対する教育が該当する。
- ・現行計画で位置付けられている方向性「男性にとっての男女共同参画の推進」は、昨年度実施した意識調査の結果などから、男性においても一定以上の男女共同参画意識の広がりが見られるため、方向性①「男女共同参画の意識啓発・教育の推進」に統合し、性別を問わ

ずに男女共同参画の意識啓発等を行っていくよう考えている。

- ・課題（１）－方向性②「人権教育を通じた多様な性への理解促進」は、現行計画の重点目標２－課題（１）－方向性③「人権教育を通じた性的指向、性自認等の多様な性に関する理解促進」を整理したものである。

具体的な取組として、中学校で実施される、性に関する指導などが該当する。

- ・課題（２）－方向性①「政策・方針決定過程における女性登用の推進」の具体的な取組として、区の附属機関等における女性委員比率の向上に向けた取組が該当する。

この取組は、現行計画では、重点目標２－課題（２）－方向性①「地域活動における男女共同参画の推進」に位置付けられていたが、意識調査の結果や、附属機関等の女性委員比率が目標としている３割に達していないことを踏まえ、一層推進するため、独立した方向性として位置付けた。

- ・課題（２）－方向性②「地域活動における男女共同参画の促進」は、若干の記載の調整を行ったものの、概ね現行計画と同様と考えており、具体的な取組としては、町会・自治会活動等が該当する。
- ・課題（２）－方向性③「男女共同参画の視点による地域防災力の向上」は、現行計画からの記載の変更等はなく、具体的な取組として、地域防災訓練等が該当する。

- ・課題（３）－方向性①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発」は、妊娠・出産等に関する取組が含まれる。

近年、若年層を中心とした全ての人が、性や妊娠に関する正しい知識を十分に身につけることや健康管理を行うこと、自分の性や生殖について誰かに決めつけられることなく自身で決定できるという「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の意識が広がっていることから、方向性にも明記し、一層の普及啓発を図っていくよう考えている。

具体的な取組として、妊産婦の方を中心とした各種健康支援等が該当する。

- ・課題（３）－方向性②「ライフステージに応じた健康づくりの推進」は、現行計画の記載を整理したものである。

具体的な取組として、各種健康診査や健康に関する相談、講演等が該当する。

現行計画に記載がある方向性「感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築」は、次期計画においては、各種取組の枠内にて検討することとし、単独の方向性としての削除を検討している。

<各委員の意見>

- ・（委員）本日の議題４「次期男女共同参画推進計画の骨子案について」の「骨子案」は、資料１の「体系案」と同じ内容か。
 - ・（事務局）同じ内容である。
- ・（委員）重点目標１－課題（２）－方向性①「政策・方針決定過程における女性参画の推進」について、想定している具体的な取組を教えてほしい。
 - ・（事務局）区の附属機関等の女性委員比率を上げていくことである。

この取組は、現行計画では方向性に基づく取組の一つという位置付けであったが、取組を

一層進めていくために、次期計画では方向性に格上げするよう考えている。

- ・（委員）女性委員比率を上げていく具体的な方法について、人権・男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）から積極的に指示や取組の促進を行うのか、または、各部局に委ねるのか、どちらを考えているのか。
- ・（事務局）全庁で一体となって行う取組と、各部署で所管する事業における個別での取組のいずれもあると考えている。

庁内における会議体における女性委員の比率は、区の要綱で目標を3割と明示しており、庁内全体で目標を共有している。今後も全庁一体となって取り組んでいく。

政策方針決定過程における女性の参画の推進は、江戸川区の地域全体で進めていくことであるため、各部署で、女性参画を促すような取組があれば計画事業に位置付けることを想定している。

- ・（委員）資料1の社会情勢及び基礎調査結果を踏まえた分析と課題の中で、江戸川区の出生数に言及があり、出生数の減少は今後の非常に大きな問題と感じている。

次期計画ではどのように盛り込まれるのか。また、出生数は日本人のみの数値か。

- ・（事務局）人口減少については、区全体として、将来に向けた事業展開における課題と考えている。

男女共同参画社会の基盤づくりについても関連していると考えており、庁内の取組があったら計画事業とすることもあり得る。

- ・（計画策定支援委託業者）出生数は、東京都の人口動態統計の数値を記載しており、東京都在住の日本人のみを対象としている。

- ・（委員）重点目標1－課題（1）－方向性④「学校等における男女平等に関する教育・学習の推進」に関連して、中学生を中心に、LGBT等もテーマに人権教室などを行っているが、LGBT等であると打ち明けられた場合の中学生の反応や、それに対するこちらの対応は非常に難しいと感じる。

また、重点目標1－課題（1）－方向性②「人権教育を通じた多様な性への理解促進」について、女子の制服はスカートしか選択できないというような中学校も存在するが、教育委員会としてどのように考えているのかうかがいたい。

- ・（事務局）後日、教育委員会事務局に確認しての回答とさせていただきたい。

●重点目標2について

<事務局説明>

- ・重点目標2は、女性活躍推進計画を包含している。
- ・条例の前文や条例の基本理念を踏まえ、「暮らしやすい」から「いきいきと活躍できる」に文言を変更している。
- ・課題（1）－方向性①「職場における男女共同参画の推進」は、誰もが働きやすい環境や、誰もが仕事と育児や介護を両立できる環境づくりが求められている現状を鑑み、文言を変

更している。

具体的な取組として、センターにて実施している、事業主や人事担当者等を主な対象とした各種講座等が該当する。

- ・現行計画の方向性②「女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進」は、現状を踏まえ、方向性①「職場における男女共同参画の推進」と方向性②「あらゆる分野における女性の活躍推進」に整理する。
- ・課題（１）－方向性②「あらゆる分野における女性の活躍推進」は、「あらゆる分野における」と明記することで、国の女性活躍推進計画が対象とする職場以外においても、女性の活躍を推進していくことを示すよう考えている。

具体的な取組として、ハローワーク木場と連携した「ほっとワークえどがわ」や、区の女性職員キャリア形成や管理職登用に向けた各種取組、センターで実施している、ひとり親の資格取得支援に向けた事業等が該当する。

- ・課題（１）－方向性③「事業者等による働きやすい環境づくりの促進」は、現行計画の趣旨を踏襲している。

具体的な取組として、区と事業主の間での契約における労働環境等の確認や、センターで実施する、職場でのハラスメント防止講座等が該当する。

- ・課題（２）の方向性①「多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進」と②「多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進」については、現行計画の重点目標１－課題（２）－方向性①「多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」を育児と介護に分割し、「多様な働き方」を明記するように考えている。

具体的な取組として、保育ママや一時保育といった事業や、熟年相談室の運営、介護者交流教室といった事業が該当する。

- ・現行計画の重点目標１－課題（２）方向性②「子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援」は、昨今、仕事と育児、介護等の両立支援等が進み、特に女性の一時離職については変化しつつある現状を鑑み、課題（１）「就業における男女共同参画の推進」に統合する。

<各委員の意見>

- ・（委員）重点目標２－課題（２）－方向性②「子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援」が次期計画では重点目標２－課題（１）「就業における男女共同参画の推進」へ統合されるが、どの方向性に統合されるのか。

・（事務局）施策に応じて、それぞれ該当する方向性に位置付けることを想定している。

- ・（委員）重点目標２－課題（２）－方向性②「子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援」が廃止とあるが、再就職を前提として考えるのではなく、離職をしなくても済む支援が必要である。

次期計画ではその部分をぜひ組み入れていただきたい。

- ・（委員）重点目標２－課題（２）－方向性②「子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援」が廃止され、単独の項目がなくなってしまったことから、今後どのようにこれらの課題が施策として盛り込まれていくのか、具体的な項目について注意して見ていきたい。

- ・(委員) 熟年相談室のセンター長をしており、熟年相談室にて、年1回程度介護離職に関する交流会等を開催している。

需要や開催日時について議論を交わし、平日と土曜日に同じテーマにて開催したところ、土曜日の集客が多いことがわかった。今後の取組に向けて手応えを感じてきたところである。イベントを開催している立場からみると、そもそも介護者交流会等のイベント自体が知られていない。広報誌や地域の回覧板に掲載しても、見ない人には伝わらない。誰かが口コミで広げるような工夫も入れていく必要がある。

困難を抱えた家庭に出入りする人が、イベント等について情報提供していく仕組みが早いと考えている。そのためにも、家庭に出入りする人同士の横のつながりで情報共有がなされれば良いと思う。

周知方法について皆さんと考えていきたい。

- ・(委員) 介護離職は非常に大きい問題であるため、ライフステージの変化にかかわらず働き続けられる環境づくりへの取組が必要と感じる。

- ・(委員) 大企業では介護に関する制度が整備されている一方、中小企業以下では、「制度自体を初めて知った」「恐らくないのだろう」等の声が聞こえている。今後、中小企業以下の事業所への働きかけが大きなテーマになるのではないか。

- ・(委員) 区内の事業者では、中小企業の連合や同業者との意見交換の場において、育児・介護等との両立支援策について議論等は行われているのか。

特に、中小企業では介護離職を防ぐ取組が難しいのか、既に取り組んでいるのか等の情報共有がなされているのであれば教えてほしい。

- ・(委員) 江戸川区の地域柄、上場企業はほとんどなく、中小・零細企業が多い。中小・零細企業は、会社としての余裕がないため、育児・介護と仕事の両立に関する取組の導入には、区や都、国からの助成金や補助金のような公的バックアップが必要ではないか。

- ・(委員) どこまで踏み込んでできるかわからないが、区にて、中小企業への助成金や補助金等の支援の可能性を検討していただきたい。

- ・(委員) 以前に委員から話があった、従業員と丁寧に向き合い、離職せずに育児が落ち着いた頃に復帰できる体制があることから離職率が低いという事例に感銘を受けた。

介護をしているような年代の従業員の方がいれば、離職せず介護も続けられるようなケースもあるのかうかがいたい。

- ・(委員) 介護離職を考えている方もいる。介護が必要になると目の前の困難に対応することに必死であるため、わざわざ時間を作って勉強会に参加することは、精神的にも時間的にも負担となり、厳しい状況である。

介護が必要になる前から、具体的な情報や支援について啓発・啓蒙していくことが、介護離職を防ぐうえで非常に大切だと実体験を通して感じている。

- ・(委員) 行政の支援について、具体的なサービスやきめ細かなやりとりの提供、実際に必要な支援や、区としてできること等、踏み込んでいかないと役に立つ支援にはならない。行政の支援に非常に感謝したことも多いので、自分から情報にアクセスする余裕がない

人に気付かせるような工夫が必要である。

- ・(委員) 介護離職の話があったが、介護に直面している方は、セミナー等があっても参加する余裕がなく、現在直面していない方は関心がないため参加していない。よって、労働組合においてもセミナーの参加率は低くなっている。

知る環境はあるにもかかわらず、いざ直面すると困ってしまう現状があるため、労働者の立場から、今後介護に直面して困ることのないような環境を作っていきたい。

- ・(委員) 重点目標２－課題（２）「ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援」について、パートタイムで働いている方々にとって、国の施策と実際の給料の上がり方によって、自分は働きたいけれど思うように働けないという現実を目にしている。

非常に難しい問題だと思うが、働いていきたいという意識がとても強くあるように感じるものの、扶養の中で働くことが非常に難しくなっており、職場にもその影響が出てきていると感じている。

働きたい人がうまく働ける、そんな世の中になってほしい。

●重点目標３について

<事務局説明>

- ・重点目標３は、配偶者暴力防止基本計画および困難女性支援計画を包含する。
- ・条例の趣旨を踏まえ、「誰もが多様な個人として尊重され、安心して暮らせるまち」とし、現行計画から文言を変更している。
- ・重点目標３の各課題の掲載順は、DV防止法と女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）の成立時期を鑑み、現行計画から変更している。

- ・課題（１）一方向性①「暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進」は、現行計画では課題（３）一方向性②に位置付けていたが、暴力防止に関わる取組は、暴力被害を受けた方への支援事業よりも多くの区民の方に影響があるため、掲載順を課題（１）へ変更している。暴力は決して許されないというメッセージをより強く発信していくため、また、ハラスメントの範囲を限定しないために、現行計画中の「暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発」から、「暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進」へと文言を変更している。

具体的な取組として、主に若年層向けに行っているデートDV防止講座や、区職員に対する人権研修などが該当する。

- ・課題（１）一方向性②「若年層に向けた成長に応じた啓発の推進」は、現行計画では課題（３）一方向性④となっているが、影響する区民の方の範囲を鑑み、掲載順を課題（１）へ変更している。また、若年層の啓発については発達段階等に応じた形での実施が肝要となるため、「成長に応じた」と文言を修正している。

具体的な取組として、Y o u T u b e などのSNSでの情報発信などが該当する。

- ・課題（１）一方向性③「配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実」は、体制を充実させる段階は既に過ぎ、具体的な支援メニューを充実させていくことが重要な段階に

あると認識していることから、「相談・支援の充実」と文言を変更している。

- ・課題（１）－方向性④「被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実」は、現行計画の被害者の早期発見、早期対応と自立支援をさらに充実させていくことを意図したものである。具体的な取組として、乳幼児健康診査や健康相談の際の確認等が該当する。
- ・課題（２）－方向性①「誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進」は、相談できる環境があることを伝え、相談してもいいと思ってもらうこと自体に意義があると認識している。具体的な取組として、ＳＮＳ等での各種相談窓口に関する情報発信等が該当する。
- ・課題（２）－方向性②「当事者に寄り添ったきめ細かな相談・支援の充実」は、現行計画に掲載しているひとり親家庭総合相談事業や各種貸付や、助成金等に加え、ＬＧＢＴＱに関する法律相談等が該当する。
- ・課題（２）－方向性③「関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進」は、国の計画においても複数の機関や団体との連携や協働の重要性が再認識されるようになったことを受けて位置付けている。
具体的な取組として、各部署における、附属機関等の委員との連携や、人権擁護委員や行政相談員との連携、ＤＶ被害者支援ネットワーク連絡会等が該当する。

<各委員の意見>

- ・（委員）熟年相談室では、介護を受ける中で発覚する高齢者虐待を取り扱うこともある。ＤＶセンター等と横の連携を図り、広く暴力等を取り扱う部門で共有ができると、より強い地域になっていくと思っている。
- ・（委員）熟年者への支援は、高齢者に自分の時間の使い方を教えたり、配偶者との関係を密にさせたりするような支援だと思っていたが、実際は高齢者虐待の対応が多いのか。
- ・（委員）高齢者虐待数が増えているのは間違いない。ケアマネジャーの仕事は、虐待等の発見や、要介護者と同居等の関わりがある他世代への支援が今後重要になると言われている。
近年、課題を複合的に抱えている世帯も多く、支援窓口について周知が不足していると感じる。ピンポイントで横の繋がりを作ることで、認識が深まっていき、強い地域になっていくのではないか。
- ・（委員）横の繋がりをどの程度、どういう形でつくれるのか、検討していただく必要があると感じた。
- ・（委員）学校長という立場として、学校が担う役割が非常に大きいと感じた。公立学校には様々なお子さんや保護者の方がいらっしゃるため、難しい課題になると感じている。
- ・（委員）ハラスメントは、経営者・労働者ともに大きな問題になっている。
カスタマーハラスメントについても、今後も重点的に取り組むことにしている問題である。
- ・（委員）相談でも、一つの家族が複数の問題を抱えているケースがある。その家族を救いたいと思っても、どのように他の機関と連携すればいいか迷われるところもあると思う。

特に、家庭の中に入って支援をする方に対しては、どのような権能や義務が法律でフォローされているかについても周知していく必要がある。

- ・（事務局）ご家庭の問題が複合化、複雑化しており、相談しづらいと感じている方や、権利自体を知らない方もいらっしゃる。

あらゆる方にどのように情報を伝えていくのか、相談していただく一歩が踏み出せるところまで想定して考えていく必要があると感じている。

- ・（委員）介護離職や就職支援にも関わってくる、重点目標３－課題（２）の困難女性支援計画は、実際に課題を抱えた方へどのように情報を届けていくのか。

区の施策があるのはわかっているが、実際、当事者となったときにどのように情報にたどり着けるのか、具体的な支援とともに、どのように情報を届けるのかが、非常に大きな課題だと考えている。

そのあたりを盛り込んだ計画になると、区の情報が、より具体的に活かしたものになっていくと感じた。

- ・（委員）家族が亡くなった際、諸手続きが大変だった。周囲も情報を持っておらず、徐々に区のサービスにアクセスできるようになっていったが、必要な情報にたどり着けない。

区役所に、相続等について細かいことまで相談できる「お悔やみ相談室」があることも知らなかった。

当事者に見つけてもらうのではなく、当事者になる前に相談窓口等の情報を伝えていけると良いのではないか。

困難な状況に置かれた人に一刻も早く情報を届けるという視点があったら良いと感じた。

●全体を通して

<各委員の意見>

- ・（委員）重点目標等の入れ替えはわかりやすくなったと感じた。課題についても条例に従って課題が位置付けられており、よくまとまっていると感じた。

国と都の動向や社会情勢といった縛りがある中で、基礎調査の内容も反映されており、非常に的確に順位付けがされ、全体的に整理されており、体系案として非常によくできていると思った。

5 その他

会長

- ・異議がないようなので、第２回会議は書面開催、第３回会議はオンライン開催とする。

6 閉会